

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部都市計画課 No.025

処 分 名	再開発事業者に対する改善命令、認定取消し等
処 分 の 概 要	都道府県知事は、認定事業者が認定再開発事業計画に従って再開発事業を実施していないと認めるときは、当該者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができ、規定による処分に違反したときは、再開発事業計画の認定を取り消すことができる。
根拠法令等・条項	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号） 第二百二十九条の六、第二百二十九条の七、第二百二十九条の八、第二百二十九条の九
審 査 基 準	法令に条文において、基準等が明記されているため審査基準については設定しません。
標準処理期間	30日（関係機関との協議に要する期間を除きます）
設定年月日	平成28年4月1日
申請時期	随時
申請方法	本庁4階都市計画課窓口への提出 又は 郵送
備 考	

■都市再開発法

第二百二十九条の五 再開発事業計画の認定を受けた者（以下この章において「認定事業者」という。）は、当該再開発事業計画の認定を受けた再開発事業計画（以下この章において「認定再開発事業計画」という。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

第二百二十九条の六 都道府県知事は、認定事業者に対し、認定再開発事業計画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条及び第二百二十九条の八において同じ。）に係る再開発事業の実施の状況について報告を求めることができる。

第二百二十九条の七 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定再開発事業計画に係る再開発事業区域内の土地の所有権その他当該認定再開発事業計画に係る再開発事業の実施に必要な権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該認定事業者が有していた再開発事業計画の認定に基づく地位を承継することができる。

第二百二十九条の八 都道府県知事は、認定事業者が認定再開発事業計画に従つて再開発事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

第二百二十九条の九 都道府県知事は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、再開発事業計画の認定を取り消すことができる。

2 第二百二十九条の四の規定は、都道府県知事が前項の規定による取消しをした場合について準用する。